

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

路線名 桶川停車場線	供用開始の区間
桶川市寿一丁目六五七番一地先から同市寿一丁目七七四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の期日
令和七年十二月二十六日	備考
平成二十九年六月一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一二三・八五メートル	